

保証委託約款

借主は、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という）との当座貸越契約（カードローン契約）について、次の各条項を承認のうえ、借主が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、阿波銀保証株式会社（以下「保証会社」という）に委託します。

第1条（保証委託の範囲）

1. 借主は、保証会社に対し、借主と銀行との間の当座貸越契約（カードローン契約）について本保証委託約款の各条項を承認のうえ、連帯保証を委託します。
2. 前提の信用保証は、銀行と保証会社との約定に基づいて行われるものとします。

第2条（担保の提供）

借主の資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した保証人をたて、または相当の担保を差入れます。

第3条（求償権の事前行使）

1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から通知催告等がなくても、保証会社に対し、あらかじめ償還債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - (1) 支払いの停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったことを保証会社が知ったとき。
 - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを保証会社が知ったとき。
 - (3) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって保証会社に借主の所在が不明になったとき。
2. 次の各場合には保証会社の請求によって前項と同様、あらかじめ償還債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - (1) 借主がこの約定および債務の当座貸越契約の一つにでも違反したとき。
 - (2) 抵当物件につき差押または競売手続きの開始があったとき。
 - (3) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合、借主は保証会社に対する償還債務、または原債務に担保があると否を問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。

第4条（代位弁済）

1. 借主が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他銀行に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、借主に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については銀行、保証会社の約定に基づいて弁済するものとします。
2. 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、借主が銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条が適用されます。

第5条（求償権の範囲）

保証会社が第4条の弁済をしたときは、借主は、保証会社に対し、その弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済まで年18%（ご利用上手カードローンの場合は14%）（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払うものとします。

第6条（弁済の充当順序）

借主の弁済額が、この契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当するものとします。
なお、借主について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第7条（調査・報告）

1. 借主の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは直ちに保証会社に対して書面によって通知をし、保証会社の指示に従うものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。
3. 財産、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対し報告し、保証会社の指示に従うものとします。
4. 保証会社が、借主について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条（公正証書の作成）

借主は保証会社から請求があったときは、直ちに強制執行認諾条項付きの公正証書の作成に必要な一切の手続を行うものとします。このために要した費用については、保証会社の指定する金額を借主が負担するものとします。

第9条（費用の負担）

借主は、保証会社が被保証債権保全のため要した費用および保証会社に対して行う担保設定登記費用ならびに第4条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分を要した費用を負担するものとします。

第10条（借入規定）

借主は、保証会社の保証により銀行と取引をするについては、この契約のほか、借主と銀行との間で締結した当座貸越契約（カードローン契約）の各条項に従います。

第11条（管轄裁判所）

この契約に関し紛争が生じた場合は、保証会社の本店所在地の裁判所を管轄裁判所とします。

第12条（保証料）

保証料については、保証会社が、本件保証に基づき融資を受ける銀行から保証会社所定の料率、方法により受取ることに異議ありません。

第13条（成年後見人等の届出）

1. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に保証会社に届け出るものとします。
2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
3. 借主またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
4. 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第14条（信用情報機関への登録と利用）

借主は、本申込および本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、保証会社の加盟する信用情報機関（保証会社と提携する与信業者を含む以下、同じ）に原契約借入期間中および原契約上の債務を全額返済した日から5年を越えない期間登録されること、並びに当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、借主の支払能力に関する調査のために当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が保証会社からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、保証会社からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。
6. 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第16条（契約の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020.4.1現在)